

東北大学高等大学院 LEAP プログラム（総合的な支援パッケージ） 2026 年度 4 月期 学生募集要項（一般枠）

東北大学は、次代のイノベーションを担い世界で活躍する卓越した研究者の育成と、多様なセクターへの高度専門人材の供給を担うため、2026 年 4 月より博士課程学生向けの東北大学高等大学院 LEAP プログラム（総合的な支援パッケージ）を開始します。本支援は、申請資格を満たすすべての博士課程後期 3 年の課程／医歯薬学履修課程の学生を対象とした経済支援を柱とし、研究力強化に資する多彩な教育コンテンツの提供、トランスファラブルスキル（汎用的能力）の修得支援など、博士後期課程学生を取り巻く研究環境を包括的に向上させることを目的としています。

本支援を希望する方は、所属研究科を通じて申請してください。（学位プログラムに所属する学生は、一般枠での申請はできません。各学位プログラム事務室の指示に従ってください。）

1. 対象学生

博士課程後期 3 年の課程／医歯薬学履修課程に在籍する学生

2. 申請資格

申請者は、以下の要件を満たすこととする。

- 1) 2026 年 4 月 1 日時点で、博士課程後期 3 年の課程の 1 年次から 3 年次、または医歯薬学履修課程の 1 年次から 4 年次に在籍すること。
- 2) 重複受給の制限に該当しないこと。
- 3) 標準修業年限を超過していないこと。
- 4) 休学中でないこと。

※2025 年度 AGS RISE プログラム、挑戦的研究支援プロジェクト及び次世代 AI 人材育成プロジェクト採用者については、本申請は不要です。

3. 支援期間

2026 年 4 月～原則、標準修業年限まで

4. 支援内容

研究奨励費 月額 106,000 円

※毎月在籍報告を行うこと。

※研究奨励費は税法上雑所得として扱われることから、確定申告により所得税を納税すること。

※現在海外にあり、入学後一度も来学していない学生の研究奨励費の支給は、来学し、手続き後に開始する。

※その他、公募型研究費支援（旅費等）を実施予定

5. 重複受給の制限

次に掲げる経済的支援等を受けている者は、本支援を受けることができない。

- 一 東北大学及び国等の公的機関からの奨学金等を受給している者
- 二 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として研究奨励金を受給している者
- 三 東北大学高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトの研究奨励費等を受給している者
- 四 東北大学高等大学院次世代 AI 人材育成プロジェクトの研究奨励費等を受給している者
- 五 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づき給与を受給している者
- 六 独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度に基づき学習奨励費を受給している者
- 七 外国人留学生であって、母国の奨学金等により支援を受けている者
- 八 本支援による研究奨励費の外に、年間（採用日からの1年間）180万円（月額15万円相当）以上の収入や支援を受けている者
- 九 その他前各号に掲げる者に準ずると認められる者

※申請時に上記の重複受給の制限に該当する奨学金の受給や収入等がある場合でも、本支援受給者認定後に辞退等ができる場合には、本支援に申請することは可能とする。

※就職（任期の有無に依らず）やアルバイト（RA（リサーチアシスタント）・TF（ティーチングフェロー）・TA（ティーチングアシスタント）・AA（アドミニストレイティブアシスタント）を除く）に採用され、その時点から1年間の収入見込金額が180万円を超える場合は、就職または採用時に本支援を辞退すること。また、年収等に依らず、研究活動に専念できない状況となった場合は、本支援を辞退すること。場合によっては、研究奨励費等を遡って返還してもらう必要があるため、留意すること。

※本学グローバル萩奨学金受給者については、本支援による研究奨励費受給者となった場合には、グローバル萩奨学金は辞退となる。

※別に受給している奨学金側で併給を認めていない場合には、その奨学金のルールに従う必要があるため、本支援による研究奨励費受給者認定後に、その奨学金を辞退する等、適切に手続きを行うこと。

※独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることは可能とする。

※海外留学のための渡航費等の支援を目的とした奨学金等は、上記第八項及び金額に依らず受給可能とする。なお、当該奨学金側の重複受給の制限も確認すること。

※本支援に採用となった際には、「研究奨励費受給ハンドブック」及び「Q&A」を必ず確認すること。

6. 申請書類

次の出願書類一式を調べて、所属研究科が指定する締め切り日までに、所属研究科に提出すること。

- (1) 申請書（博士課程等で行う研究計画書、これまでの業績資料）
- (2) その他、所属研究科が指定する書類等

7. 選考結果発表

採用者には、2026年5月末日までに研究科を通じて通知する。

8. 採用者の義務

- 1) 研究計画を踏まえた研究活動に専念するとともに、本支援の目的を十分に理解したうえで、研究奨励費受給者として相応しい態度で学業・研究に専念すること。
- 2) 高等大学院機構大学院教育推進センターが実施する高等大学院研修プログラムを受講すること。
- 3) 毎月の研究奨励費を受給するためには、その月に指定された期間に、在籍報告を行うこと。期間内に手続きが完了しない場合、当該月分の受給資格はなくなるものとし、遡及しての支給や翌月以降への繰り越しは認めない。なお、やむを得ない事情により期間内に手続きが困難な場合は、必ず事前に所属する研究科へ相談すること。
- 4) 学修及び研究の進捗状況並びに成果等について、指導教員の確認のうえ、所定の時期（年2回）に高等大学院機構大学院教育推進センター長に報告すること。
- 5) 受給者に対し、収入額を確認できる証憑（課税証明書、給与明細、通帳の写し等）の提出を求める場合がある。その際は速やかに指示に従い提出すること。
- 6) 研究奨励費は税法上『雑所得』として扱われることから、確定申告により所得税を納税すること。また、親または親族等の被扶養者（健康保険、扶養手当など）となっている場合には、扶養から外れる可能性があるため、扶養者あるいは扶養者の勤務先等に確認し、必要な手続きを行うこと。
- 7) 研究の適切な実施や研究成果の活用等については、指導教員に相談のうえ、研究倫理及び知的財産権の取扱い、秘密保持等に関して十分留意すること。

9. 受給資格の喪失・停止

1. 次のいずれかに該当する場合は、本支援の受給資格を失う。
 - 1) 退学、除籍、転学等、本学の正規生の身分を失ったとき。
 - 2) 標準修業年限を超過したとき。
2. 次に該当する場合は、本支援の受給資格を失う。ただし、該当事由が解消された場合には、次の募集時期に再度申請することを可能とする。
 - 1) 「5. 重複制限」に該当したとき。
 - 2) 停学の処分を受けたとき。
 - 3) その他、研究奨励費の受給者として相応しくないと認められたとき。
3. 次のいずれかに該当する場合は、本支援の支給を停止する。ただし、該当事由が解消された場合には、本支援を再開する。
 - 1) 合理的な理由がなく「8. 採用者の義務」を遂行しなかったとき。
 - 2) 研究奨励費を必要としない理由が生じたとき。
 - 3) 休学したとき。

10. 授業料等免除

日本人学生等で本支援受給資格のある者は、授業料等免除の支援を受けられます。詳細は、下記ウェブサイト及びQ&Aをご参照ください。

<https://c.bureau.tohoku.ac.jp/gakusei-shien/menjo/yuusyusya/>

1 1. 東北大学高等大学院 LEAP プログラム（総合的な支援パッケージ）Q&A

本支援に関する Q&A（随時更新）を下記 URL に掲載しますので、ご参照ください。

URL : <https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/>

※本支援は、予算状況等により、支援期間、支援内容に変更が生じる場合がある。